



生活 パワート

「身に覚えのない料金を請求するはがきが届いた」という相談が増えていきます。電話やメールに限らず、はがきによる架空請求もあるので気を付けてください。

【事例】「消費料金未納分訴訟最終通知書」というはがきが届いた。契約会社から料金が支払われていないという訴えがあったため、期日までに連絡がない

はがきによる架空請求

送り主へ連絡せず、まず相談を

場合、給料や不動産を差し押さえると書いてあった。身に覚えがない場合は早急に連絡するようにと、相談窓口の電話番号が記載されていた。全く身に覚えがないが、どうしたらよいか。【アドバイス】料金を滞納すれば、まず業者から督促が届きます。その後、業者が訴訟などの法的手続きをした場合は、裁判所から特別送達で書面が届きます。

請求者は架空請求はがきを送り付け、慌てて連絡してきた人をターゲットに支払いを強要します。さらに「訴訟」「差し押さえ」などの裁判をイメージさせる言葉を使用し、「〇〇訴訟管理センター」といった公的な機関を装って相手を信じ込ませようとする場合があります。

記載されている連絡先には決して電話せず、心配で

あれば早急に最寄りの市町村や県の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談してください。消費者ホットライン ☎1888へ電話をかけると、最寄りの相談窓口をご案内します。(真消費生活・男女共同参画プラザIIアイネス ☎097・534・0999)